

## 一般社団法人福岡市薬剤師会会長候補者及び監事候補者選挙規則施行細則

(趣旨)

第1条 福岡市薬剤師会会長候補者及び監事候補者選挙規則（以下、選挙規則という。）を円滑に運用するため、この細則を定める。

(立候補届出書)

第2条 選挙規則第4条において、別に定める文書とは、**立候補届出書**のことをいい、その様式は別紙で定める。

(候補者推薦届出書及び被推薦者の承諾書)

第3条 選挙規則第5条において、別に定める文書とは、**候補者推薦届出書**のことをいい、添付しなければならない被推薦者の承諾書とともに、その様式は別紙で定める。

(履歴書・略歴・趣意書)

第4条 選挙規則第4条において、別に定める書類とは、**履歴書（保存用）と略歴・趣意書（広報用）**のことをいい、その様式は別紙で定める。

2. **略歴・趣意書の内容は自由とする**が、本会及び他人の名誉を傷つけ、信用を損なうような表現をしてはならない。また、不実の記載をしてはならない。

(立候補辞退届出書及び候補者推薦取下げ届出書)

第5条 選挙規則第6条による立候補辞退及び候補者推薦取下げに係る文書は、**立候補辞退届出書及び候補者推薦取下げ届出書**とし、その様式は別紙で定める。

(候補者届出状況照会の回答及び一覧表の作成と掲示)

第6条 会長は、会員から候補者の届出状況について照会があったときは、その時点における受付人数及び氏名を、回答しなければならない。ただし、候補者の略歴・趣意書の内容並びに候補者推薦届出書の推薦者の氏名は、公平を期して事務局長が保管するものとし、候補者一覧表を作成して本会の事務所に掲示するときまで、会員に漏らしてはならない。

(立候補届出の締め切り等)

第7条 会長は、立候補又は推薦の届出を締め切ったときは、直ちに候補者が被選挙資格者としての的確であることを確認し、**候補者一覧表**を作成しなければならない。

(候補者名簿の掲示等)

第8条 会長は、選挙の当日、候補者名簿を投票所に掲示するとともに、出席代議員に配付する。候補者名簿の様式は、別紙で定める。

(投票用紙)

第9条 投票用紙の様式は、別紙で定める。

(所信表明と推薦演説)

第10条 立候補者、被推薦者又は推薦者の1名は、議長の許可を得て、それぞれの選挙の前に、所信表明又は推薦演説することができる。

2. 前項の順位は候補者一覧表の順位とし、会長候補者選挙にあつては1名3分以内、監事候補者選挙にあつては1名1分以内とする。ただし、議長は、総会に諮ってその時間を延長することができる。

(投票権者数の確認及び宣告)

第11条 議長は、投票を行うため議場を閉鎖したときは、直ちに投票権者数を確認し、その数を宣告しなければならない。

(選挙立会人)

第12条 選挙立会人は議長が投票権者の中から3名指名するものとし、候補者以外の代議員とする。

(無効投票)

第13条 次の投票は、無効とする。

- (1) 正規の投票用紙を用いないもの
- (2) 候補者以外の氏名が記載されたもの
- (3) 候補者の氏名が確認し難いもの
- (4) 同一候補者の氏名が複数記載されたもの
- (5) 連記投票の際、選出すべき員数を超えた候補者の氏名が記載されたもの

(連記投票)

第14条 連記投票の際、選出すべき員数に満たない候補者の氏名しか記載されていない投票は、有効とする。

(投票の効力)

第15条 同一の氏又は名の候補者が2名以上ある選挙において、その氏又は名のみを記載した投票は有効とし、当該候補者のその他の有効得票数に応じて按分する。

(選挙結果の通知等)

第16条 議長は、当該選挙の結果を候補者に通知しなければならない。

2. 議長は、当選者に対し、速やかに当選状を交付しなければならない。

(疑義の処理)

第17条 本細則に定めていない事項、若しくは疑義が生じたときは、議長が、総会に諮って処理する。

(細則の改廃)

第18条 この細則は、議長提案により、総会の承認を経て、改廃することができる。

## 付 則

1 この細則は、平成26年7月1日から実施する。